支店·事業所名	種類		内容	都道府県名及び許可番号
八幡事業所	特別管理産業廃棄物処分業	中間処理	廃酸(特定有害産業廃棄物 ・・・鉛又はその化合物を含むことのある)	北九州市: 07670005067
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	廃酸	北九州市: 07650005067
大分事業所	特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	廃酸	大分市:08850005067
	産業廃棄物処分業	中間処理(造粒)	動植物性残さ(石綿含有物、及び特管産廃物を除く)	大分市: 08820005067
広畑事業所	産業廃棄物処分業	中間処理 (破砕・焼却)	破砕・焼却:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 焼却:汚泥、廃油 混練:汚泥(ペーパースラッシ)に限る) ※日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所広畑地区で発生したものに限る	姫路市: 07023005067
	一般廃棄物処分業	中間処理 (破砕・焼却)	中間処理業(破砕・焼却) ごみ、木くず、紙くず、繊維くず、その他市において適正に処理する ことが困難であるもの。 ※日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所広畑地区から発生する一般廃棄物に限る	姫路市:37
名古屋支店	産業廃棄物処分業	中間処理	焼却:廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず 以上3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	愛知県: 02320005067
	産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)以上2品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	愛知県: 02300005067
	一般廃棄物処分業	中間処理	事業系一般廃棄物 ※焼却処理する廃棄物は、日本製鉄㈱名古屋製鉄所構内から発生する事 業系一般廃棄物とする。	東海市:90
君津事業所	産業廃棄物処分業	中間処理	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破砕	千葉県: 01220005067
東北支店	産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	汚泥、がれき類、ばいじん、燃え殻 廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の 新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず(当該 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 又は水銀含有ばいじん等を除く)	岩手県:00300005067